

平成22年度 弘前大学の動物実験等の実施状況に関する 自己点検・評価について

弘前大学では、動物実験委員会において、平成22年度の本学における動物実験等の実施状況等及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という）への適合性に関し、「弘前大学動物実験に係る自己点検及び評価並びに学外の者による検証に関する要項」に基づき自己点検・評価を行った。

その結果、全体的に基本指針に適合していたが、今後、さらなる動物実験の適正な実施に向けて取り組んでいく。

【Ⅰ. 規程及び体制等の整備について】

1. 機関内規程及び組織体制について

動物実験に関する学内の諸規程は、基本指針に適合して策定されている。

2. 動物実験委員会について

動物実験委員会は、基本指針に示された有識者により構成・設置されており、必要な業務を実施している。

3. 安全管理について

安全管理に留意すべき動物実験（感染実験、遺伝子組換え動物使用実験、放射性同位元素・放射線使用実験及び発癌物質・有害物資使用実験）については、「弘前大学動物実験に関する安全管理マニュアル」を策定し、適正に整備されている。

4. 動物実験等の実施について

動物実験計画書の立案、審査、承認及び結果の報告の実施体制は、基本指針に適合して整備されている。

5. 実験動物の飼養保管について

実験動物の飼養保管施設設置の際には、「飼養保管施設設置承認申請書」を部局より提出させ動物実験委員会による現地調査を行った上で承認する等、適正に整備されている。

【Ⅱ. 実施状況について】

1. 機関内規程及び組織の体制について

「弘前大学動物実験に関する規程」により、機関の長、動物実験委員会等の役割及び組織体制が明確に定められている。

2. 動物実験委員会について

動物実験委員会は、学内の規程に定められた機能を果たしている。また、議事録についても適正に保管されている。

2. 動物実験の実施状況について

動物実験計画書の立案、審査、承認及び結果の報告は、適正に実施されている。

3. 実験動物の飼養保管状況について

実験動物の飼養保管は、「弘前大学動物実験に関する飼養保管マニュアル」により適正に実施されている。

4. 施設等の維持管理の状況について

飼養保管施設は、適切に維持管理されている。

5. 教育訓練の状況について

本学における教育訓練は、全学の研究者向けとして年2回実施しており、また、学生実習用としての教育訓練は、動物実験委員会立ち会いの下、DVDによる講習を随時行っている。教育訓練受講歴を確認できるよう受講者リストを作成し、データ管理を行っている等、適正に実施されている。